

沖縄県手話言語条例 年間事業計画 行程表 (案)

R2. 11. 24

項目／年度・月	令和2年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県手話言語条例												
手話施策推進協議会 (条例第8条) ※H28は1回開催								●			⇔	
手話推進計画(条例第7条)	⇔								⇔			⇔
手話推進計画(素案)作成									計画(案)に第1回協議会意見を反映し、パブコメを実施	計画(案)に対する県民意見を集約		計画策定
手話推進計画策定にあたって調整事項								●	関係機関との調整			
手話推進の日(条例第9条) ※毎月第3水曜日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組を実施												
その他、手話の普及に関する県の取組							⇔					
						普及啓発パンフレット等の作成、企画イベント・県民向け手話講座の開催等						

沖縄県手話施策推進協議会 事務フロー図等資料

1 組織の根拠及び委員発令根拠

- (1) 沖縄県手話言語条例（以下「条例」という。）第8条第1項に基づく県の附属機関
- (2) 条例第8条第3項の規定により知事が委員を任命

2 所掌事務

条例第7条に規定する沖縄県手話推進計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議すること。

3 委員の任期（2年間）

発令の日（平成30年12月25日）から令和2年12月24日まで
（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間）

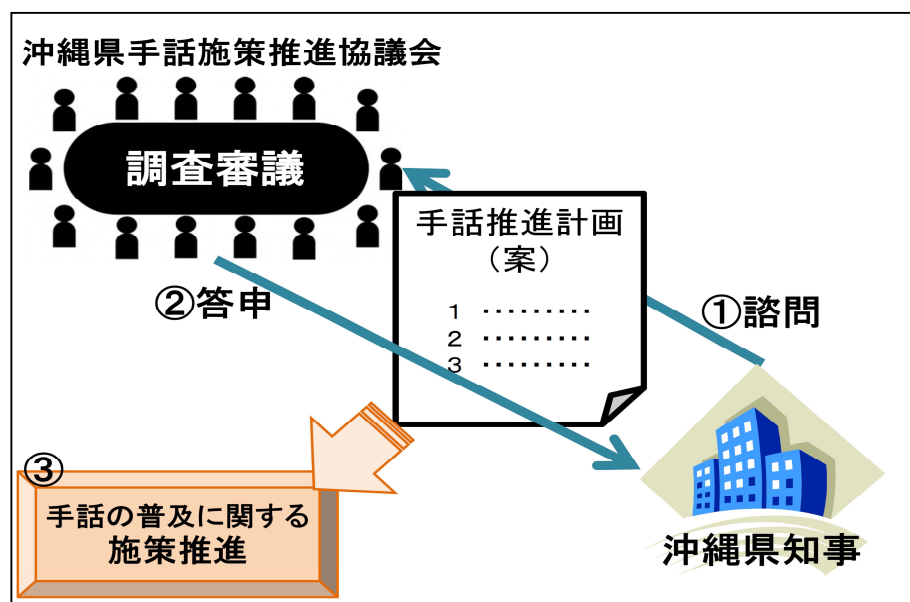
4 協議内容

- (1) 第1回（令和2年度）
 - 手話推進計画（素案）について沖縄県知事から諮問
 - 諮問のあった手話推進計画（素案）について調査審議

5 謝礼等

「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき、日額（9,300円）を支給する。

また、「沖縄県職員の旅費に関する条例」の適用を受ける職員に相当する旅費を支給する。



イメージ図